

平成30年6月29日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成30年6月29日（金） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 32 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 33 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 34 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 35 号 非農地証明申請について
- 議案第 36 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 37 号 農用地利用集積計画(案)について
- 議案第 38 号 非農地通知の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

平成31年度県農業・農村施策に対する提案・意見の提出について

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司
9 番 今井 満	10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満
13 番 灰原 松二	14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘
17 番 西田 小百合	19 番 北村 正次		

欠席委員

18 番 石田 尚則

事務局

平川事務局長　大番事務局次長　上川課長補佐　須賀課長補佐　庭月野主査

(午後2時)

議　　長：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番　水場委員、6番　向井委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、18番　石田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議　　長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事　務　局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布は「議案書」です。本日、資料1「農用地利用集積計画（案）」、資料2「非農地通知の決定について」、資料3「平成31年度県農業・農村施策に対する提案要領」及び「JA広島ゆたか広報」第130号を配付しています。ありますでしょうか。

議　　場：はい。

議　　長：それでは付議事項に入ります。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事　務　局：1番の申請地は、広横路2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は158㎡の第3種農地です。

申請の事由は、譲渡人は病気で耕作困難なため譲受人に売却するもので、譲受人は自宅に隣接した申請地を購入し、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地が13アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

議　　長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生　田　委　員：1番　生田です。現地は少し雑草が生えているが、草刈りをして野菜を植えるというこ

とです。皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広石内4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1, 173㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は体調不良で耕作困難なため譲受人に売却するもので、譲受人は自作地に隣接する申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、水稲及び野菜の作付けを行う予定です。

経営面積につきましては、自作地だけで10アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。申請地の隣接で耕作しており、今後、スイカなどの野菜を植えるとのこと。ご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町田原1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は89㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は3筆の筆界未定地のうちの1筆を所有しており、譲受人の要望により無償で所有権を移転するもので、譲受人は3筆の筆界未定地のうちの2筆を所有しており、申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで15アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満

たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。境界が明確でないが、隣接所有者の要望により贈与し、3筆の筆界未
定地全てを1人で所有するというものです。現在果樹を植えているが、今後は野菜を植
えるということです。ご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で9
12㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢及び遠方により耕作困難なため譲受人の要望により持分を移
転するもので、譲受人は申請地の持分を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

営農計画は、水稻を作付けするものです。

経営面積は、自作地が20アールありますので、川尻地区の下限面積10アールを満たし
ています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。5人の兄弟で所有していたものを、一番下の弟が譲り受けるもので、
これまでも耕作しており、問題ない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

土 井 委 員：16番 土井です。4人が5分の1ずつ贈与するということだが、残りの5分の1は譲
受人が所有していて一人で所有するということか。

今 井 委 員：そのとおりで、弟が一人で所有することになります。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、下蒲刈町下島字田之尻〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は538㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により無償で所有権を移転するもので、譲受人は自作地に隣接した申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで48アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。現在もきれいに耕作されており問題はない。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、蒲刈町宮盛字松尾〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,042㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を借り受け、新規就農を図るものです。

営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。

経営面積は、申請地だけで10アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番 灰原です。以前は少し荒れていたが、現在きれいにしており、耕作意欲があると判断した。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町大字女子畑字鷹巣〇〇〇〇番、地目は田、面積は566㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。

規模等は、太陽光パネル168枚、発電容量38.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域は平成29年11月に除外済みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。写真の右奥の農地との間に水路があり、排水関係は問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字東神田〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で661㎡の第2種農地です。

転用の目的は、参拝者用の駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、駐車場20区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。申請地は、寺に隣接した農地です。檀家の会合での駐車場が必要で、現在は離れたところに確保しているが、近くにということで現地を求めたものです。進入路は写真の奥の小屋を壊して確保するとのこと。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番と3番は、譲受人及び転用目的が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字松ノ本〇〇〇番〇、地目は田、面積は264㎡の第2種農地で、3番の申請地は、同所〇〇〇番、地目は田、面積は1,850㎡の第2種農地です。2番3番の合計面積は2,114㎡となります。

転用目的は、2番3番の土地2筆を一体的に利用して、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル324枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。太陽光発電施設は排水が問題となるが、写真左に二河川があり問題はない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番と3番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番と3番は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町波多見1丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は23㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接地と併用し住宅及び駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟、駐車場2区画分及び庭敷を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許

可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。申請地は団地内の造成地で、山林と畑で区画となっている。この2筆
を買い住宅を建てるというものです。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、倉橋町字鳴瀧〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は201㎡の第2種農地
です。

転用の目的は、隣接地に建設予定の住宅及び駐車場の法面用地として利用するため、賃借
権を設定するものです。

規模等は、法面として利用する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許
可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。住宅の進入路の法面で、畑としての使用は困難です。よろしくご審議
をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、倉橋町字寒那〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は791㎡の第2種農地
です。

転用の目的は、農作業場、農業用倉庫及び駐車場用地として利用するため、使用貸借の権
利を設定するものです。

規模等は、農作業場 1 棟、2 階建農業用倉庫 3 棟及び駐車場 2 区画分を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に農業用倉庫 3 棟は整備のうえ利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

また、農振農用地区域の指定除外については、1 月の農業委員会総会にて協議済みで、平成 30 年 5 月 30 日付けで公告済みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5 番 水場です。ハウスを壊して作業場として使っているが、これを拡張したいというものです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：7 番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7 番の申請地は、川尻町原山 3 丁目〇〇〇番〇ほか 1 筆、地目は田、面積は合計で 2, 212 m²の第 2 種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル 288 枚、発電容量 49.5 kW を設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9 番 今井です。現状は写真ととおり荒廃している。写真の道路沿いに排水路が確保されており問題はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町中央北1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で334㎡の第2種農地です。

転用目的は、建売住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅2棟及び駐車場5区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。JR安浦駅裏の呉市が区画整理を行った住宅地で、やむをえない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、安浦町内海北7丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は142㎡の第2種農地です。

転用目的は、宅地拡張するため、所有権を移転するものです。

規模等は、隣接地の庭敷として利用する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。隣接に道路ができる予定で、自宅の一部が買収されるため、この土地を譲り受け庭とするもので、問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：次の10番と11番は、一時転用に関する案件で、転用実行者及び転用目的が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は242㎡の第2種農地で、11番の申請地は、同所〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は758㎡の第2種農地です。10番11番の合計面積は1,000㎡となります。

この2件は一時転用にかかるもので、内容は、一年以内に、道路面まで土砂による埋め立てを行い、その後果樹の作付けを行うというものです。

関係法令については、農地改良に関するものであり、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。現地は湿地帯となっている。所有者が高齢で、稲作でなく果樹を植えたいということで、埋め立て後は果樹を作付する計画です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、10番と11番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、10番と11番は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第35号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、望地町〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で366㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成19年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。写真のとおり農地としての形はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広町字金迫〇〇〇〇番ほか11筆、地目は田及び畑、現況は原野、面積は合計で7,237㎡の第2種農地です。

申請の事由は、昭和43年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。申請地の一帯が荒廃している。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、広町字胡開〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で419㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成16年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。畑の形態はすでに無くなっている。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、仁方町字戸田東〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で392㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成10年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。写真のとおり荒廃しており、どうにもならない。よろしくご審議お願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定します。

議長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、音戸町田原1丁目〇〇〇〇番ほか6筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で2,521㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成元年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。写真のとおり竹林となっている。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定します。

議長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、音戸町藤脇3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は原野、面積は515㎡の第2種農地です。

申請の事由は、昭和53年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。所有者が広島に転居し耕作放棄地となり、現在原野となっている。ご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、音戸町北隠渡2丁目〇〇〇〇番〇，地目は畑，現況は原野，面積は179㎡の第2種農地です。

申請の事由は、昭和63年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。申請地は耕作放棄され原野化している。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、川尻町久俊1丁目〇〇〇〇番〇，地目は田，現況は原野，面積は693㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成20年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。高齢のため耕作放棄したため荒廃しており、再生は困難でやむを得ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、蒲刈町大浦字岡谷〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は畑、現況は原野、面積は合計で865㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成20年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番 灰原です。親が死亡し、子は東広島に居住しているため、耕作放棄し荒廃したものでやむを得ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第36号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。

この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要がある、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

1番の調査地は、押込3丁目〇〇〇番〇ほか12筆、登記地目は田または畑、面積は合計で4,324㎡の第2種または第3種農地です。平成20年9月10日に父が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、水稻、野菜、果樹の作付け、または耕運等による管理が行われており、農地として適切に管理されていました。また、2筆の地目については、現地調査により変更したものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。押込地区の散在した農地だが、全部きれいに耕作されていた。田はヒノヒカリを植えていた。申請者は52才と若い、大阪に転勤となり、週末帰って農業をするということです。よろしくご審議お願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定します。

議長：つぎの、議案第37号につきましては、14番 大道委員が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、大道委員の退席をお願いします。

14番 大道委員 退席

議長：議案第37号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：それでは、議案第37号について説明します。

この事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。6月8日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが資料1の「農用地利用集積計画(案)」です。

なお、この農用地利用集積計画の決定にあたっては、「農業経営基盤強化促進法」第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっていますので、よろしくご審議お願いします。

それでは、内容について説明しますので、資料1をご覧ください。

1ページ、2ページは、利用権の設定について新規の申込みの一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原町字中ミノカヤ〇〇〇〇番ほか32筆、合計面積は21,182.60㎡です。

3ページは、利用権の設定について再設定の申込みの一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか21筆、合計面積は7,394㎡です。

設定する権利内容は、使用貸借及び賃貸借による権利の設定です。

その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなって

います。

4 ページは、利用権を設定する場合の貸す方及び借りの方との間において交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。

5 ページ、6 ページは、利用権の設定を受けて農地を借りの方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されています。

資料1の説明は以上です。なお、本日の総会で決定しましたら「農業経営基盤強化促進法」第19条の規定により、すみやかに公告することになっています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

14番 大道委員 着席

議 長：つぎに、議案第38号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料2「非農地通知の決定について」をご覧ください。ここに記載の音戸町の農地、62筆、55,590㎡について、非農地処理を行うもので、総会で議決後、広島県、法務局、市農林水産課、市資産税課に通知する予定です。

なお、非農地処理については、これまでは年に1回まとめて処理していましたが、平成30年度は、随時農地パトロール、確認を行い、その都度非農地処理を行う予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定し通知することとします。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局：議案書の14ページから16ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、14ペー

ジ、15ページ、農地法第4条の規定による届出が3件、16ページ、農地法第5条の規定による届出が2件、計5件ありましたので報告します。

議 長：その他に入ります。「平成31年度県農業、農村施策に対する提案、意見の提出について」事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料3「平成31年度県農業・農村施策に対する提案要領」をご覧ください。広島県の平成31年度予算に対する施策の提案について、広島県農業会議から照会が来ています。これは広島県農業会議が県内23市町の農業委員会の提案を取りまとめ、広島県に要望するものです。昨年度は、農業委員の改選もあり提出していませんが、昨年度要望事項及び広島県の回答については、本年第4回総会で資料を付けさせていただいています。その内容は、1. 有害鳥獣対策、2. 圃場整備に関する要望、3. 中山間地振興対策、4. 都市農業振興、5. 農業経営支援センターの設置の要望です。意見提出のポイントとして、要望事項を絞り、具体的な内容とするとあり、昨年度要望事項以外で、判りやすいものがあれば、事務局まで連絡していただきたい。提出期限を7月6日としており余裕がないが、よろしくをお願いします。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

土 井 委 員：16番 土井です。資料3の県への要望についてですが、広島県農業会議からの照会ということだが、このような意見照会は農協等の団体へもあると思うが、農業委員あてのものなのか。

事 務 局：今回のものは、県内の農業委員会へのものです。

議 長：そのほか、ご意見等ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、平成30年第7回総会は、7月31日 火曜日 午後4時 から
場所は、呉市役所 7階 753, 754号室です。

議 長：以上で平成30年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時10分)